

監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」の改正について

2019年6月12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書580</p> <p>経営者確認書</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2012年6月15日 改正 2015年5月29日 最終改正 2019年6月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第56号)</p>	<p>監査基準委員会報告書580</p> <p>経営者確認書</p> <p style="text-align: right;">平成23年12月22日 改正 平成24年6月15日 最終改正 平成27年5月29日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第56号)</p>
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》
(省 略)	(省 略)
《Ⅱ 要求事項》	《Ⅱ 要求事項》
(省 略)	(省 略)
《Ⅲ 適用指針》	《Ⅲ 適用指針》
(省 略)	(省 略)
《2. 経営者確認書の要請先》 (第8項参照)	《2. 経営者確認書の要請先》 (第8項参照)
A2. 経営者確認書は、財務諸表を作成する責任を有する者に対して要請する。 財務諸表を作成する責任を有する者は、 <u>ガバナンス</u> の構造及び関連する法律又は規則により様々であるが、通常経営者が当該責任を有する。したがって、経営者確認書は、企業の最高経営責任者や最高財務責任者、又はこ	A2. 経営者確認書は、財務諸表を作成する責任を有する者に対して要請する。 財務諸表を作成する責任を有する者は、 <u>企業統治</u> の構造及び関連する法律又は規則により様々であるが、通常経営者が当該責任を有する。したがって、経営者確認書は、企業の最高経営責任者や最高財務責任者、又はこれ

新	旧
これらの役職名を使用しない企業の場合には企業内のその他の同等の者に対して要請することがある。	らの役職名を使用しない企業の場合には企業内のその他の同等の者に対して要請することがある。
(省 略)	(省 略)
《4. その他の確認事項》(第12項参照)	《4. その他の確認事項》(第12項参照)
《(1) 財務諸表に関する追加的な確認事項》	《(1) 財務諸表に関する追加的な確認事項》
<p>A9. 監査人は、第9項で要求される確認事項に加えて、財務諸表に関するその他の確認事項を要請することが必要と判断することがある。このようなその他の確認事項は、第9項で要求される確認事項を補完するものであるが、代替するものではない。その他の確認事項には、例えば、以下に関する陳述が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針の選択及び適用が適切であるかどうか。 ・ 以下の事項が適用される財務報告の枠組みに準拠して認識、測定、表示又は注記されているかどうか。 <ul style="list-style-type: none"> - 資産及び負債の帳簿価額又は分類に影響を及ぼす可能性のある経営計画又は経営者の意思 - 負債（偶発債務を含む。） - 資産の所有権又は支配、資産に対する制約及び担保に供されている資産 - 財務諸表に影響を及ぼす可能性のある法令及び契約上の合意事項（違法行為、契約不履行を含む。） 	<p>A9. 監査人は、第9項で要求される確認事項に加えて、財務諸表に関するその他の確認事項を要請することが必要と判断することがある。このようなその他の確認事項は第9項で要求される確認事項を補完するものであるが、代替するものではない。その他の確認事項には、例えば、以下に関する陳述が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針の選択及び適用が適切であるかどうか。 ・ 以下の事項が適用される財務報告の枠組みに準拠して認識、測定、表示又は開示されているかどうか。 <ul style="list-style-type: none"> - 資産及び負債の帳簿価額又は分類に影響を及ぼす可能性のある経営計画又は経営者の意思 - 負債（偶発債務を含む。） - 資産の所有権又は支配、資産に対する制約及び担保に供されている資産 - 財務諸表に影響を及ぼす可能性のある法令及び契約上の合意事項（違法行為、契約不履行を含む。）
(省 略)	(省 略)
《6. 経営者確認書の日付及び経営者確認書が対象とする事業年度》(第13項参照)	《6. 経営者確認書の日付及び経営者確認書が対象とする事業年度》(第13項参照)
A14. 経営者確認書は必要な監査証拠である。したがって、経営者確認書の日付より前に監査意見を表明することはできず、その結果、監査報告書日を経営者確認書の日付より前にすることはできない。さらに、監査人は、	A14. 経営者確認書は必要な監査証拠である。したがって、経営者確認書の日付より前に監査意見を表明することはできず、その結果、監査報告書日を経営者確認書の日付より前にすることはできない。さらに、監査人は、

新	旧
<p>監査報告書日までに発生した財務諸表の修正又は財務諸表での注記を要する可能性のある事象を考慮するため、経営者確認書の日付は、通常、監査報告書の日付とする。</p>	<p>監査報告書日までに発生した財務諸表の修正又は財務諸表での開示を要する可能性のある事象を考慮するため、経営者確認書の日付は、通常、監査報告書の日付とする。</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《Ⅳ 適用》</p>	<p>《Ⅳ 適用》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（<u>2011</u>年12月22日）は、<u>2012</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>2012</u>年6月15日）は、<u>2012</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>2015</u>年5月29日）は、<u>2015</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>2019</u>年6月12日）は、<u>2020</u>年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（<u>平成23</u>年12月22日）は、<u>平成24</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>平成24</u>年6月15日）は、<u>平成24</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>平成27</u>年5月29日）は、<u>平成27</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。
<p>《付録1 経営者確認書に関する要求事項を含む他の監査基準委員会報告書の一覧》（第2項参照）</p>	<p>《付録1 経営者確認書に関する要求事項を含む他の監査基準委員会報告書の一覧》（第2項参照）</p>
<p>本付録は、財務諸表監査において、経営者確認書への記載に関する要求事項を含んだ監査基準委員会報告書を一覧にしたものである。</p> <p>この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第<u>16</u>項 <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>本付録は、財務諸表監査において、経営者確認書への記載に関する要求事項を含んだ監査基準委員会報告書を一覧にしたものである。</p> <p>この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第<u>15</u>項 <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
(省 略)	(省 略)
《付録2 経営者確認書の記載例》 (第14項参照)	《付録2 経営者確認書の記載例》 (第14項参照)
<p>以下の経営者確認書の記載例には、財務諸表監査において、本報告書及び他の監査基準委員会報告書で要求される確認事項が含まれている。以下の記載例は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を前提に作成している。なお、これらの文例は、状況に応じて適宜修正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法に基づく監査の経営者確認書 (計算書類) 2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書 (連結財務諸表) 3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書 (中間連結財務諸表) 4. その他追加項目の確認事項 (財務諸表監査全般に共通する事項) 	<p>以下の経営者確認書の記載例には、財務諸表監査において、本報告書及び他の監査基準委員会報告書で要求される確認事項が含まれている。以下の記載例は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を前提に作成している。なお、これらの文例は、状況に応じて適宜修正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法に基づく監査の経営者確認書 (計算書類) 2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書 (連結財務諸表) 3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書 (中間連結財務諸表) 4. その他追加項目の確認事項 (財務諸表監査全般に共通する事項)
1. 会社法に基づく監査の経営者確認書 (計算書類) の記載例	1. 会社法に基づく監査の経営者確認書 (計算書類) の記載例
連結計算書類を作成している場合は、金融商品取引法の経営者確認書の記載例を参考として、適宜修正する。	連結計算書類を作成している場合は、金融商品取引法の経営者確認書の記載例を参考として、適宜修正する。
×年×月×日	平成×年×月×日
<p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名) (又は記名捺印) 財務・経理担当取締役 (署名) (又は記名捺印)</p>	<p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名) (又は記名捺印) 財務・経理担当取締役 (署名) (又は記名捺印)</p>

新	旧
<p>本確認書は、当社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>計算書類等</p> <p>1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等を作成する責任（<u>継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。</u>）を果たしました。計算書類等は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して会社の財産及び損益の状況を適正に表示しております。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>本確認書は、当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注2）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>計算書類等</p> <p>1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（平成×年×月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等を作成する責任を果たしました。計算書類等は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して会社の財産及び損益の状況を適正に表示しております。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)の記載例	2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)の記載例

新	旧
<p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿 (注1)</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名) (又は記名捺印) 財務・経理担当取締役 (署名) (又は記名捺印)</p> <p>本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表(以下「財務諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表</p> <p>1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則等」という。)に準拠して財務諸表等を作成する責任(継続企業の前提に基づ</p>	<p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿 (注1)</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名) (又は記名捺印) 財務・経理担当取締役 (署名) (又は記名捺印)</p> <p>本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表(以下「財務諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表</p> <p>1. 私たちは、平成×年×月×日付けの(平成×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則等」という。)に準拠して財務諸表等を作成する責任を果たしました。</p>

新	旧
<p>き財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等規則等に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。</p> <p>(省 略)</p>	<p>財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等規則等に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。</p> <p>(省 略)</p>
<p>3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書（中間連結財務諸表）の記載例</p>	<p>3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書（中間連結財務諸表）の記載例</p>
<p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名) (又は記名捺印) 財務・経理担当取締役 (署名) (又は記名捺印)</p> <p>本確認書は、当社の半期報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間財務諸表及び同期間の連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表(以下「中間財務</p>	<p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署名) (又は記名捺印) 財務・経理担当取締役 (署名) (又は記名捺印)</p> <p>本確認書は、当社の半期報告書に含まれる平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る中間財務諸表及び同期間の連結会計年度の中間連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る中間連結</p>

新	旧
<p>諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、有用な情報を表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表</p> <p>1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間財務諸表等規則等」という。)に準拠して中間財務諸表等を作成する責任を果たしました。中間財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準及び中間財務諸表等規則等に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しております。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>財務諸表(以下「中間財務諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、有用な情報を表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表</p> <p>1. 私たちは、<u>平成</u>×年×月×日付けの(<u>平成</u>×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間財務諸表等規則等」という。)に準拠して中間財務諸表等を作成する責任を果たしました。中間財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準及び中間財務諸表等規則等に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しております。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例</p>	<p>4. その他追加項目の確認事項(財務諸表監査全般に共通する事項)の記載例</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>負債及び偶発債務</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 資産除去債務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○(固定資産を特定)の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものは、資産除去債務に関する会計 	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>負債及び偶発債務</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 資産除去債務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○(固定資産を特定)の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものは、資産除去債務に関する会計

新	旧
<p>基準に従って、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案して計上しております。負債計上に当たって利用した将来キャッシュ・フローの見積金額、支出発生までの見込期間及び適用した割引率等の前提条件については合理的で説明可能な仮定及び予測に基づくものであります。また、重要な資産除去債務の内容、支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件及び資産除去債務の総額については財務諸表等に適切に<u>注記</u>しております。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>基準に従って、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案して計上しております。負債計上に当たって利用した将来キャッシュ・フローの見積金額、支出発生までの見込期間及び適用した割引率等の前提条件については合理的で説明可能な仮定及び予測に基づくものであります。また、重要な資産除去債務の内容、支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件及び資産除去債務の総額については財務諸表等に適切に<u>開示</u>しております。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上
	以 上